

# 山口県の最低賃金



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。



山口県最低賃金	時 間 額	効 力 発 生 日	○山口県最低賃金は、常用・パートタイマー・アルバイト、 臨時、嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく山口県内の事 業場で働くすべての労働者及び使用者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最 低賃金が適用されます。
	753円	28.10.1	

特定（産業別）最低賃金	時 間 額	効 力 発 生 日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、 山口県最低賃金が適用される業種等	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄 鋼 業、 非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	890円	28.12.15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち 非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事 する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め の業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従 事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	815円		○自動車用ワイヤハーネス製 造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（た だし、心電計製造業は同左の 特定（産業別）最低賃金の 適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する 者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、 捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として 従事する者
輸 送 用 機 械 器 具 業	858円		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分 品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製 造業（ただし、自転車・同 部分品製造業は同左の特 定（産業別）最低賃金の適 用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事 する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若 しくは小型機械を用いて行うかきめ、簡易な 組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な 部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡 易なバリ取り又は面取りの業務に主として 従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、 マスキング、塗布又は部分品若しくは材料 の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務 に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	779円			○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事 する者

- 注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店（デパート）及び総合スーパーであって、従業者が常時50人以上のものをいいます。
- 注2) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金に関するお問い合わせは山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署へ

- |            |                  |            |                  |
|------------|------------------|------------|------------------|
| ●下関労働基準監督署 | TEL 083-266-5476 | ●岩国労働基準監督署 | TEL 0827-24-1133 |
| ●宇部労働基準監督署 | TEL 0836-31-4500 | ●山口労働基準監督署 | TEL 083-922-1238 |
| ●徳山労働基準監督署 | TEL 0834-21-1788 | ●萩労働基準監督署  | TEL 0838-22-0750 |
| ●下松労働基準監督署 | TEL 0833-41-1780 |            |                  |

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引上げを図るための制度です。  
業務改善助成金に関するお問い合わせは山口労働局雇用環境・均等室（083-995-0390）へ